

青森県
新型インフルエンザ対策
行動マニュアル
[社会対応版]

平成24年1月
青 森 県

目 次

はじめに	1
I インフルエンザとは	2
II 流行規模の想定	4
III 発生段階	6
IV 体制・役割	7
1 県	7
(1) 危機管理体制	7
ア 平時の体制	7
イ 海外発生以降の体制	7
ウ 会議の組織、所掌事務	8
エ 緊急連絡体制	14
(2) 役割	15
ア 本庁内各部局等	15
イ 地域県民局内各部等	16
2 市町村、医療機関、社会機能維持事業者、県民	17
V 具体的な対策	23
1 情報収集・広報	23
(1) 相談体制	23
(2) 情報収集、分析等	23
(3) 県民に対する広報	26
2 社会対応	27
(1) 公衆衛生対策	28
(2) 社会・経済対策	28

はじめに

〇マニュアル作成の趣旨

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しており、この発生に伴い、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

最近では、平成 21（2009）年、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年間で約 2 千万人が罹患したと推計され、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 198 人、致死率は 0.001%とされた。本県でも推計で約 13 万人が罹患し、3人が死亡したほか、県の対応において危機管理体制や情報提供などの面で課題を残した。

この平成 21 年の経験を経てもなお、今後においても依然として病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性には変わりはない。新型インフルエンザ発生時に適切に対応できるよう必要十分な準備を進めておかなければならない。このため、県においては、平成 23 年 4 月に「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定した。

この中で、県は、医療提供体制、社会対応、広報・情報提供及び危機管理に係る対策を効果的に組み合わせて必要な対応をすることとしている。これらのうち、社会対応、広報・情報提供及び危機管理について、本マニュアルに具体的な対策を記載することとし、医療提供体制に係る具体的な対策については、別途「新型インフルエンザ対策行動マニュアル [医療提供版]」を策定した。

なお、県では、新型インフルエンザ対策を危機管理に関わる重大な課題として位置づけ、社会全体に及ぼす影響を最小限にするため、危機管理部門と公衆衛生部門とが一丸となって対策を推進するほか、国、市町村、医療機関、社会機能維持の中核的役割に関わる事業者等との強力な連携を図っていくこととする。

また、県の各部局等は、本マニュアルに定めた事項が適切に実施できるよう、それぞれの所管業務に係る詳細なマニュアルを整備しておかなければならない。

最後に、本マニュアルは、前述にある青森県新型インフルエンザ対策行動計画に基づくものであるほか、青森県危機管理指針及び青森県健康危機管理対策実施要綱に基づく危機管理の基本的対応も定めたマニュアルであることを申し添える。

I インフルエンザとは

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とするヒトの感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

「新型インフルエンザ」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ（H5N1）」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥インフルエンザ（H5N1）を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられた。

2011年（平成23年）3月に厚生労働大臣は、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

Ⅱ 流行規模の想定

新型インフルエンザが発生した場合の流行規模は、新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等によって大きく異なるものであり、正確な予測は困難であるが、具体的な対策を検討、立案するためには、流行規模をある程度想定しておくことが必要不可欠である。

本マニュアルの策定に当たっては、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とした。その一つの例として、感染率については、県人口の25%が新型インフルエンザに感染するとし、致死率については、病原性が中等度の場合は、1957年に流行したインフルエンザを参考として0.53%、病原性が重度の場合は、1918年に流行したインフルエンザを参考として2.0%とし、流行規模を想定した。

○医療機関への影響

この想定に基づき、新型インフルエンザ発生時の医療機関への影響を想定すると、医療機関を受診する患者数は、約14万8千人～約27万4千人（中間値約18万8千人）になると推計された。入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値（約27万4千人）を基にすると、病原性が中等度の場合で入院患者約6千4百人、死亡者約2千1百人、同じく重度の場合で入院患者約2万4千人、死亡者約7千9百人になると推計された。

これらの推計では、現在の衛生状況や抗インフルエンザウイルス薬の効果等が、必ずしも考慮されていないものの、本県でも、大正7（1918）年の流行開始から2年間のうちに、当時の人口の5割に当たる約40万人が罹患し、約6千2百人余りが死亡したという記録が残っており、決して過大とは言えない推計結果であることに、十分留意する必要がある。

なお、国の推計においては、全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、病原性が中等度の場合、1日当たりの入院患者数が、流行発生から5週目に最大に達し、その数は10万1千人に上ると推定しているが、これを本県の人口で当てはめた場合、1日当たりの最大入院患者数は約1千1百人となる。

<医療機関を受診する患者数の推計>

（県人口の25%が感染し、病原性が中等度で流行期間が8週間とした場合）

区分		最小値	中間値	最大値
受診患者数		147, 800	187, 700	273, 700
内 訳	外来患者数	144, 400	181, 100	265, 200
	入院患者数	2, 400	5, 200	6, 400
	死亡者数	1, 000	1, 400	2, 100

※米国疾病管理センターの推計モデルFluAid2.0を用い、平成22年10月1日現在の青森県推計人口を適用

○事業所への影響

地域差や業態により流行のピークに差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。

このため、場合によっては、一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、日常生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

Ⅲ 発生段階

新型インフルエンザ対策においては、一連の流れをもって発生の状況に応じた対策をとることが重要である。事前に準備を進め、状況の変化に即応した意思決定ができるようにするため、本マニュアルにおいては、発生の段階を設け、各段階で想定される状況とその対応を定めている。県では、この段階を**平時**、**海外発生**、**国内発生**、**県内発生**の4つに区分する。

なお、発生段階ごとの期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、発生段階の順序どおりに進行するとは限らないことに留意する必要がある。

発生段階	対策の目的	状 態	国の行動計画	WHOのフェーズ
平 時	発生に備えて体制の準備を行う。	新型インフルエンザが発生していない状態	未発生期	フェーズ 1、2、3
海外発生	県内発生に備えて体制の準備を行う。	海外で新型インフルエンザが発生した状態	海外発生期	フェーズ 4、5、6
国内発生		国内で新型インフルエンザの患者が発生した状態	国内発生早期 (地域未発生期)	
県内発生 (早 期)	県内での流行を可能な限り遅らせる。	県内で新型インフルエンザの患者が発生し、患者の接触歴を疫学調査で把握できる状態	国内発生早期 ～ 国内感染期 (地域発生早期)	
県内発生 (拡大期)	医療提供体制を維持する。 健康被害及び社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。	県内で新型インフルエンザの患者が発生し、患者の接触歴を疫学調査で把握できなくなった状態	国内感染期 (地域感染期)	

IV 体制・役割

1 県

(1) 危機管理体制

ア 平時の体制

保健衛生課は、毎年度、危機情報連絡員（本庁内各部局等において危機に関する連絡調整等を担当する職員）等を通じ、新型インフルエンザに関する庁内の危機管理体制の状況を確認する。

イ 海外発生以降の体制

- ① 保健衛生課は、海外における新型インフルエンザの発生を確認した場合は、その旨を速やかに健康福祉部の危機情報連絡員（健康福祉政策課）に伝え、健康福祉政策課は、防災消防課に伝える。
- ② 健康福祉政策課は、「新型インフルエンザ対策庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）」を開催し、今後の対応等について協議する。
- ③ 知事は、国が新型インフルエンザ対策本部を設置したときには、「新型インフルエンザ危機対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置し、新型インフルエンザ対策を行う。
また、対策本部設置後、本部長は、各地域県民局に「新型インフルエンザ現地危機対策本部（以下「現地本部」という。）」を設置する。
- ④ 対策本部設置後は、新型インフルエンザ対策をこの対策本部のもとで一元的に実施することとし、防災消防課は、必要に応じて、「危機情報連絡員会議（以下「連絡員会議」という。）」を開催し、対策を効率的、効果的に実施する。
- ⑤ 病原性が低いことが判明した場合であっても、対策本部及び現地本部の設置を維持する。

また、対策本部及び現地本部等の会議は、本部員等の参集に伴う新型インフルエンザの感染拡大を防止する観点から、必要最低限の開催とする。

（各会議等一覧）

県対策本部	名称	本部長等	事務局	構成
設置前	庁内連絡会議	健康福祉部長	健康福祉政策課	本庁内各部局等の主管課長及び関係課長
設置後	対策本部	知事	防災消防課 健康福祉政策課 保健衛生課	本庁内各部局等の長
	現地本部	地域県民局長	地域連携部 保健所	地域県民局内各部等の長
	連絡員会議		防災消防課	本庁内各部局等の危機情報連絡員

ウ 会議の組織、所掌事務

(ア) 庁内連絡会議

- ① 健康福祉部長は、海外で新型インフルエンザが発生した時には、被害の発生や事案の拡大に備えた全庁的な対策を協議するため、庁内連絡会議を開催する。
- ② 庁内連絡会議の構成は、本庁内各部署等主管課長及び関係課室長とし、必要に応じて、各地域県民局地域連携部長の出席を求めることができるものとする。

【組織図】

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">庁内連絡会議</p> </div> <p>議長：健康福祉部長 副議長：健康福祉部次長 (健康福祉政策課所管) 事務局：健康福祉政策課</p>	構 成	
	総務部	防災消防課長 総務学事課長 財産管理課長
	企画政策部	企画調整課長 広報広聴課長
	環境生活部	県民生活文化課長
	健康福祉部	健康福祉政策課長 保健衛生課長
	商工労働部	商工政策課長
	農林水産部	農林水産政策課長
	県土整備部	監理課長
	観光国際戦略局	観光企画課長
	エネルギー総合 対策局	エネルギー開発振興 課長
	出納局	会計管理課長
	病院局	経営企画室長
	教育庁	教育政策課長 スポーツ健康課長
警察本部	警備第二課長	

【所掌事務】

- 1 庁内の情報収集・共有に関する事
- 2 新型インフルエンザ対策推進に関する事
- 3 対策本部の設置に関する事
- 4 その他議長が必要と認める事

(イ) 対策本部

a 対策本部の設置

① 知事は、新型インフルエンザ対策を総合的に実施するため、次の場合に対策本部を設置する。

- ・海外で新型インフルエンザが発生し、国が対策本部を設置したとき
- ・その他知事が必要と認めるとき

b 対策本部の廃止

① 対策本部は、次の場合に廃止する。

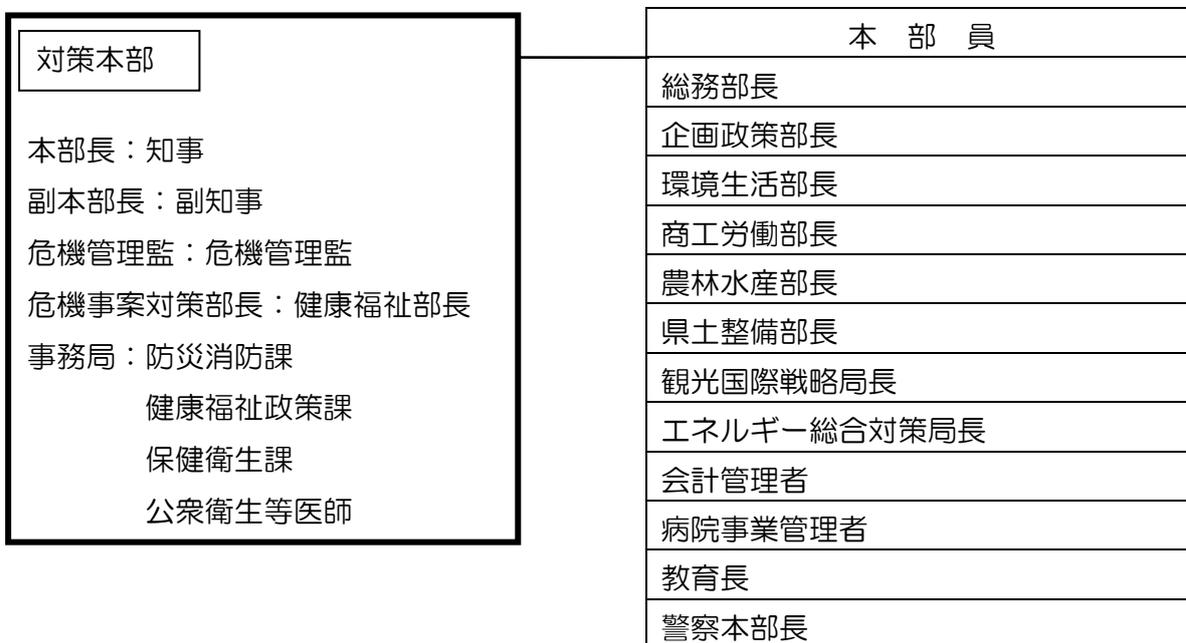
- ・国が対策本部を廃止したとき
- ・その他本部長が廃止が適当であると認めるとき

c 対策本部会議の開催

① 対策本部会議は、次の場合に開催する。

- ・対策本部設置時、新型インフルエンザの国内発生時、県内発生時、県内感染拡大時及び国の対策本部が廃止されたとき
- ・その他本部長（知事）が必要と認めるとき

【組織図】



【所掌事務】

- 1 新型インフルエンザに関する情報の収集・分析に関すること
- 2 新型インフルエンザに関する未然防止対策及び応急対策の指示・調整に関すること
- 3 現地本部への指示に関すること
- 4 その他新型インフルエンザ対策について必要と認める事項

d 対策本部事務局の組織体制

- ① 対策本部事務局は、危機管理監の指揮の下、対策本部の運営を担当することとし、防災消防課、健康福祉政策課及び保健衛生課の職員のほか、本庁内各部局等からの支援職員、毎年度あらかじめ定める公衆衛生等医師で構成する。
- ② 対策本部事務局内には、次表の対策グループを設置する。

対策グループ (総括担当課)	所掌事項
運営グループ (防災消防課)	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置・運営 ・本庁内各部局等及び現地本部事務局運営グループとの連絡・調整 (医療に係る情報を除く。) ・対策本部事務局への支援要員の確保・調整 ・国及び市町村との連携・調整 (各部局等が所管する事項を除く。) ・その他対策本部の運営に関する事項
広報グループ (健康福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する広報 ・電話相談窓口の設置・運営 ・その他広報に関する事項
情報収集・分析グループ (保健衛生課 公衆衛生等医師)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・分析 ・医療機関、現地本部事務局情報収集・分析グループとの連絡・調整 (医療に係る情報のみ) ・その他情報収集・分析に関する事項

e 対策案の作成

- ① 医療提供、公衆衛生に関する具体的な対策案は、対策本部事務局に置く公衆衛生等医師の意見を踏まえるほか、県医師会、感染症専門医等の助言を受けながら、事務局及び健康福祉部等で協議し作成する。
- ② 社会・経済活動の維持に関する具体的な対策案は、被害状況、流行状況等を踏まえ、事務局及び関係部局で協議し作成する。

社会・経済活動の維持に関して想定される具体的課題

- ・ 交通・ライフライン（電気、ガス、水道など）の機能確保
- ・ 食料・生活必需品の確保・配給
- ・ 県民生活の安全・安心の確保 など

f 対策の決定・実施

- ① eで作成した対策案は、危機管理監及び健康福祉部長の両者を回議した上で、本部長が決定する。
決定された対策については、対策本部会議において、本部長から関係本部員に対し、実施を指示する。
- ② 新型インフルエンザ対策に関する軽易な事項については、危機管理監又は健康福祉部長が決定し、関係本部員に対し、事務局を通じて実施を指示することができる。

d 現地本部事務局の組織体制

- ① 現地本部事務局は、地域連携部及び保健所の職員のほか、地域県民局内各部等からの支援職員で構成する。
- ② 現地本部事務局内には、次表の対策グループを設置する。
- ③ 現地本部事務局は、各保健所に設置する。

対策グループ (総括担当部署)	所掌事項
運営グループ (地域連携部)	<ul style="list-style-type: none">・ 現地本部の運営・ 地域県民局内各部等及び対策本部事務局運営グループとの連絡・調整 (医療に係る情報を除く。)・ 現地本部事務局への支援要員の確保・調整・ その他必要な事項
広報グループ (保健所)	<ul style="list-style-type: none">・ 電話相談窓口の設置・運営・ その他必要な事項
情報収集・分析グループ (保健所)	<ul style="list-style-type: none">・ 情報の収集・分析・ 対策本部事務局情報収集・分析グループとの連絡・調整 (医療に係る情報のみ)・ その他必要な事項

e 対策案の作成

- ① 区域内における医療提供、公衆衛生に関する具体的な対策案は、保健所長の意見に基づき、事務局及び地域健康福祉部等で協議し作成する。
- ② 区域内における社会・経済活動の維持に関する具体的な対策案は、対策本部からの指示を踏まえ、事務局及び関係部署で協議し作成する。

区域内における社会・経済活動の維持に関して想定される具体的課題

- ・ 交通・ライフライン（電気、ガス、水道など）の機能確保
- ・ 食料・生活必需品の確保・配給
- ・ 県民生活の安全・安心の確保

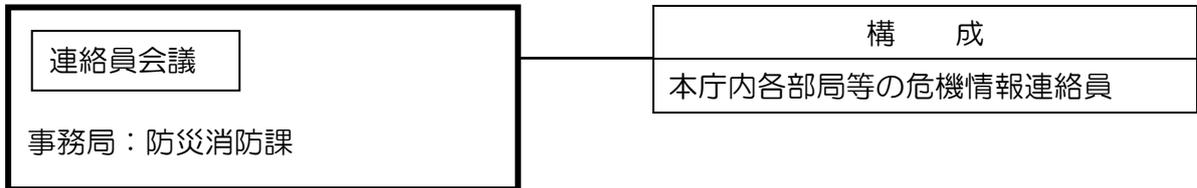
f 対策の決定・実施

- ① eで作成した対策案は、事務局からの説明を受けた現地本部長が決定する。
決定された対策については、現地本部会議において、現地本部長から関係現地本部員に対し、実施を指示する。
- ② 新型インフルエンザ対策に関する軽易な対策については、現地副本部長が決定し、関係現地本部員に対し、事務局を通じて実施を指示することができる。
- ③ 運営グループは、現地本部で決定した対策を速やかに対策本部事務局の運営グループに報告する。

(工) 連絡員会議

- ① 防災消防課は、対策本部設置後、本庁内の情報収集と共有等を図ることを目的に、必要に応じて、連絡員会議を開催する。

【組織図】

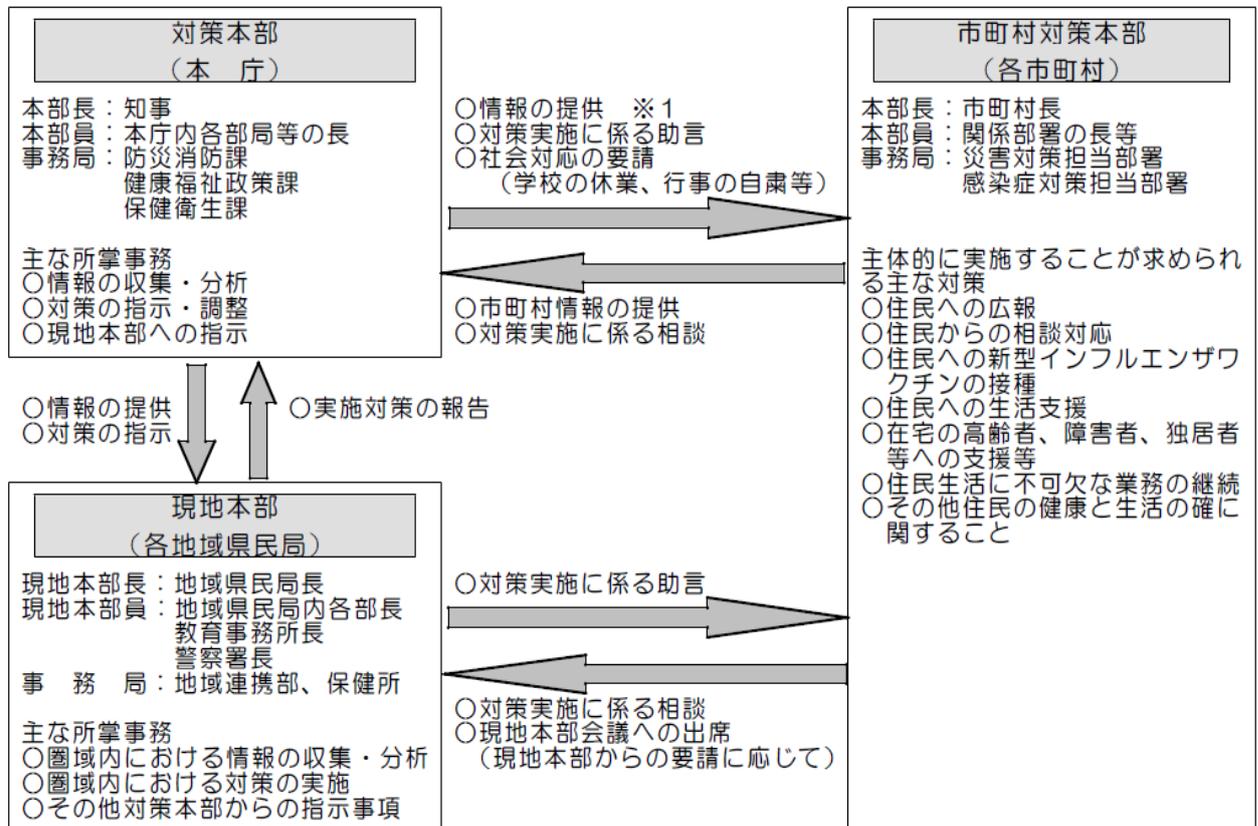


【所掌事務】

- 1 本庁内の情報収集と共有
 - 2 本庁内の危機管理体制の確認
 - 3 その他事務局が必要と認める事項

(参考)

新型インフルエンザ発生時における県、市町村の推進体制等

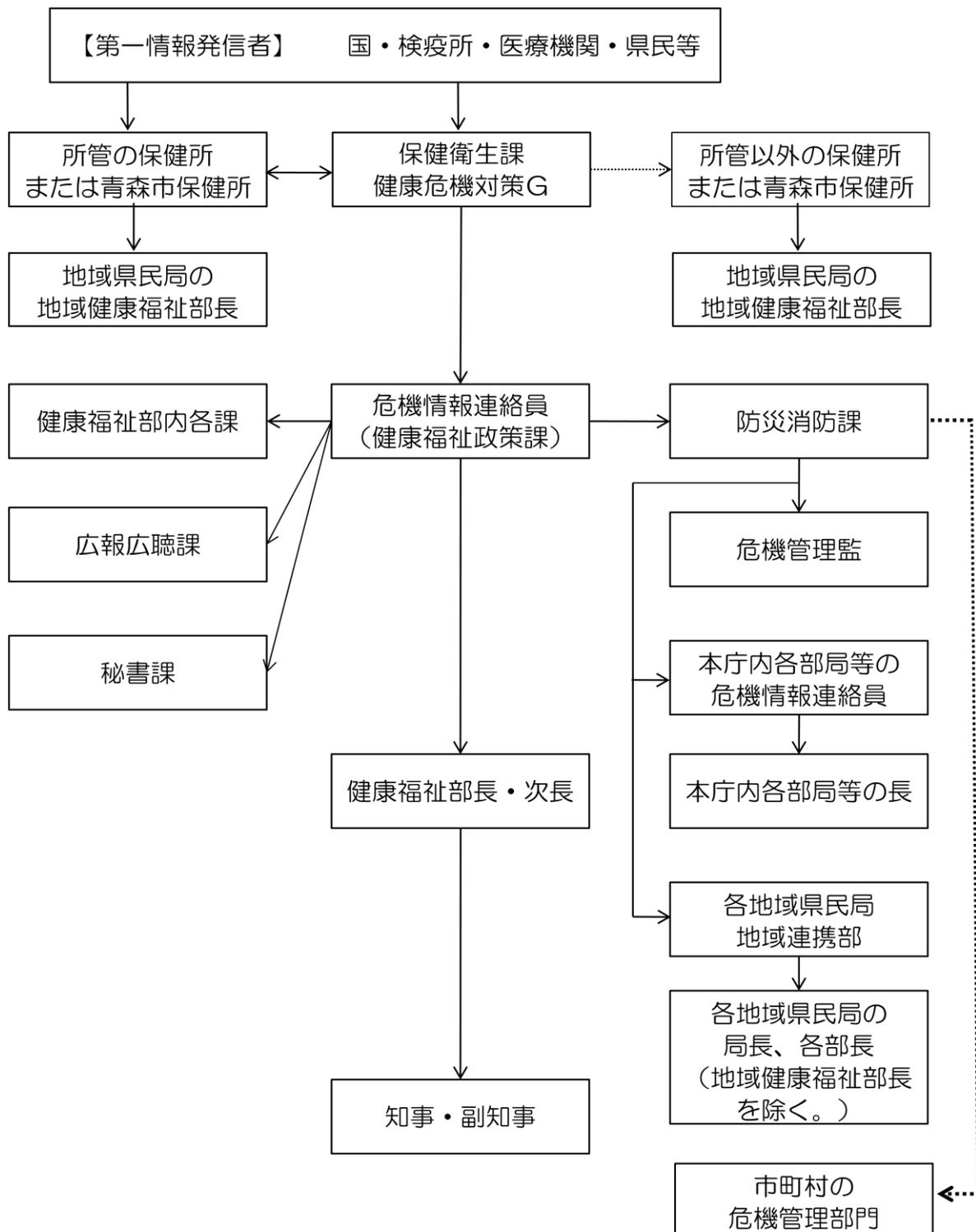


※1) 部門共通的な情報は、県消防防災課から市町村の災害対策担当部署へ一元的に提供
担当部署にのみ係る情報は、原則として、県の担当部署から市町村の担当部署へそれぞれ提供

工 緊急連絡体制

県機関における緊急時の連絡体制は、次のとおりとし、あらかじめ各機関の担当者を決定する。休日・時間外の対応についても、別途電話番号簿を作成することとする。

なお、市町村に対する連絡は、一元的に防災消防課が市町村の危機管理部門（災害対策担当部署）に連絡することとする。



(2) 役割

ア 本庁内各部署等

新型インフルエンザ対策における本庁内各部署等の主な役割は、表1のとおりとする。

表1

部署等名	主な役割
総務部	<ul style="list-style-type: none">・全庁的な危機管理に関すること。・消防に関すること。・防災ヘリコプターの運行に関すること。・自衛隊との連絡調整に関すること。・職員の健康管理に関すること。・本庁内各部署間の連絡調整に関すること。・県庁舎、公用車の利用に関すること。・私立学校等に関すること。
企画政策部	<ul style="list-style-type: none">・公共交通機関に関すること。・広報活動の支援に関すること。
環境生活部	<ul style="list-style-type: none">・生活関連物資等の安定供給に関すること。・ボランティア活動に関すること。・廃棄物の処理に関すること。・野鳥に係る鳥インフルエンザ対策に関すること。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザに係るまん延防止及び医療確保対策に関すること。・社会福祉施設等に関すること。・在宅の療養者、高齢者、障害者等の支援に関すること。・水道に関すること。・宿泊施設に関すること。・埋火葬施設及び遺体安置所に関すること。・動物の愛護及び管理に関すること。・と畜場、食鳥処理場に関すること。・こころのケアに関すること。
商工労働部	<ul style="list-style-type: none">・商工団体等との連絡調整に関すること。・商工業の金融に関すること。・中小企業の経営相談及び支援に関すること。・ガスの保安等に関すること。

農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の確保と安定供給に関すること。 ・家畜のインフルエンザ対策に関すること。
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理道路及びその施設等に関すること。 ・港湾及び空港に関すること。 ・下水道に関すること。
観光国際戦略局	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設との連絡調整に関すること。 ・県内在住外国人対応に関すること。
エネルギー総合対策局	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の安定供給に関すること。
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院及びつくしが丘病院における医療提供に関すること。
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること。 ・その他教育に関すること。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の安全確保に関すること。 ・交通対策に関すること。

*本庁内各部局等が対応する具体的な項目は、別添資料のとおりとする。

イ 地域県民局内各部等

新型インフルエンザ対策における地域県民局内各部等の主な役割は、表2のとおりとする。

表2

部等名		主な役割
地域 県 民 局	地域連携部	<ul style="list-style-type: none"> ・地域県民局内各部間の連絡調整に関すること。
	地域健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに係るまん延防止及び医療確保対策に関すること。
	地域農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜のインフルエンザ対策に関すること。
	地域整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾及び空港に関すること。
教育事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること。 ・その他教育に関すること。
警察署		<ul style="list-style-type: none"> ・県民の安全確保に関すること。 ・交通対策に関すること。

*地域県民局内各部等が対応する具体的な項目は、別添資料のとおりとする。

2 市町村、医療機関、社会機能維持事業者、県民

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民への生活支援、在宅の高齢者、障害者、独居者等への支援等に関し、主体的に対策を実施することが求められる。

また、市町村においても、県と同様に、対策本部を設置の上、危機管理部門（災害対策担当部署）と公衆衛生部門（感染症対策担当部署）が中心となり、一体となった取組が求められ、対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る必要がある。

なお、市町村の新型インフルエンザ対策として想定される主な役割は、次のとおりである。

市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none">・住民への広報に関すること。・住民からの相談に関すること。・住民への新型インフルエンザワクチンの接種に関すること。・住民への生活支援に関すること。・在宅の高齢者、障害者、独居者等への支援に関すること。・住民生活に不可欠な業務に関すること。・その他住民の健康と生活の確保に関すること。

また、市町村が対応するよう努める具体的な項目として想定されるものは、以下のとおりであるが、各市町村においては、各々の状況判断に基づき、適時・適切に対応するものとする。

【平時】

- ① 新型インフルエンザの発生・まん延による被害を想定し、事態の進展に応じた業務継続計画を作成する。
 - ・危機管理体制（対策本部の設置、情報の収集・共有等）
 - ・職員、職場内の感染予防策及び拡大防止策
 - ・住民への広報体制
 - ・住民からの電話相談窓口の設置・運営体制
 - ・住民への生活支援体制（食料品・生活必需品等の確保・配布等）
 - ・在宅の高齢者、障害者、独居者等への支援（見回り、介護、訪問看護・診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応体制
 - ・住民への新型インフルエンザワクチンの集団的接種体制
 - ・住民生活に不可欠な業務の継続体制（遺体の埋葬・安置、ごみ処理等）
 - ・その他地域住民の健康と生活の確保に関する業務

【海外発生】

- ① 県が現地本部を設置した際には、市町村においても対策本部を設置し、対策を実施する。
なお、県は、市町村における対策の実施に関し、必要な支援を行うとともに、広域での対応が必要な場合には、市町村間の調整を行う。
- ② 国、県等から入手した情報を共有する。
- ③ 住民に対し、新型インフルエンザに係る広報を行う。
なお、広報の際は、視覚・聴覚障害者、外国人等に配慮する。
- ④ 新型インフルエンザに係る電話相談窓口を設置し、住民からの相談受付を行う。
- ⑤ 国の方針を踏まえながら、新型インフルエンザワクチンの集団的接種体制を検討する。ワクチンが製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、住民に対し、集団的接種を開始する。
- ⑥ 職場内での感染予防の準備を行う。

【国内発生】

- ① 国、県等から入手した情報を共有する。
- ② 住民に対し、新型インフルエンザに係る広報を行う。
- ③ 新型インフルエンザに係る住民からの相談受付を行う。
- ④ 新型インフルエンザワクチンの供給が可能になり次第、住民に対し、集団的接種を開始する。
- ⑤ 庁舎出入口に手指消毒薬を設置するほか、人がよく触れる箇所（ドアノブ、手すり、トイレ流水レバー、便座等）の拭き取り清掃、消毒等を行う。
- ⑥ 職場内での感染予防を徹底する。
- ⑦ 住民への生活支援、在宅の高齢者、障害者、独居者等への支援等の準備を行う。

【県内発生早期】

- ① 国、県等から入手した情報を共有する。
- ② 住民に対し、新型インフルエンザに係る広報を行う。
- ③ 新型インフルエンザに係る住民からの相談受付を行う。
- ④ 新型インフルエンザワクチンの供給が可能になり次第、住民に対し、集団的接種を開始する。
- ⑤ 庁舎出入口に手指消毒薬を設置するほか、人がよく触れる箇所（ドアノブ、手すり、トイレ流水レバー、便座等）の拭き取り清掃、消毒等を行う。
- ⑥ 職場内での感染予防及び拡大防止を徹底する。
- ⑦ 住民への生活支援、在宅の高齢者、障害者、独居者等への支援等の準備を行う。
- ⑧ 住民生活に不可欠な業務継続に係る要員確保に向けた取組を行う。
- ⑨ 県から次の事項について要請があった場合は、実施する。
 - ・県内全域或いは一部地域の学校、通所施設等の臨時休業
 - ・県内全域或いは一部地域で行われる集会、興行等の自粛

【県内発生拡大期】

- ① 国、県等から入手した情報を共有する。
- ② 住民に対し、新型インフルエンザに係る広報を行う。
- ③ 新型インフルエンザに係る住民からの相談受付を行う。
- ④ 新型インフルエンザワクチンの供給が可能になり次第、住民に対し、集団的接種を開始する。
- ⑤ 庁舎出入口に手指消毒薬を設置するほか、人がよく触れる箇所（ドアノブ、手すり、トイレ流水レバー、便座等）の拭き取り清掃、消毒等を行う。
- ⑥ 職場内での感染予防及び拡大防止を徹底する。
- ⑦ あらかじめ策定した業務継続計画を実行し、以下の業務を継続する。
 - ・住民への生活支援
 - ・在宅の高齢者、障害者、独居者等への支援、搬送、死亡時の対応
 - ・可能な限りの火葬炉を稼働
 - ・一時的に遺体を安置する施設等の確保
(火葬能力の限界を超える死亡者が発生した場合)
 - ・ごみ処理の継続
- ⑧ 病床不足により独居の在宅療養者の増加が予測される場合には、公共施設等の利用について検討する。

【医療機関】

医療機関は、新型インフルエンザによる健康被害を最小限に留める観点から、発生状況に応じた医療を提供することが求められる。

医療機関が対応するよう努める具体的な項目は、新型インフルエンザ対策行動マニュアル〔医療提供版〕に記載

【社会機能維持事業者】

「社会機能維持事業者」とは、社会・経済活動を維持していく上で、必要不可欠な事業を営む者であり、これを例示すると、概ね次のとおりである。

- ① エネルギー（電力、ガス、石油）
- ② 上下水道
- ③ 通信
- ④ 交通
- ⑤ 流通
- ⑥ 報道
- ⑦ 食料品・生活必需品・医薬品等の製造・販売

新型インフルエンザの発生時には、最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことが求められる。

【平時】

- ① 新型インフルエンザの発生を想定し、事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行う。

【海外発生】

- ① 職場内での感染予防の準備を行う。
- ② 事業継続に向けた準備を行う。

【国内発生】

- ① 職場内での感染予防を徹底する。
- ② 事業継続に向けた準備を行う。

【県内発生早期】

- ① 職場内での感染予防及び拡大防止を徹底する。
- ② 事業の継続状況を把握し、事業継続に係る要員確保に向けた取組を行う。

【県内発生拡大期】

- ① 職場内での感染予防及び拡大防止を徹底する。
- ② 県からの要請に応じ、あらかじめ策定した事業継続計画を実行し、事業を継続する。

なお、県は、供給されるエネルギー（電力、ガス、石油）、水道水等の不足が予想される場合は、報道機関等を通じて、県民、事業者等に対し、使用制限の協力を要請する。

【県民】

県民は、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、個人レベルでの感染予防策や拡大防止策を実践することなどが求められる。

【平時】

- ① 国や県、市町村による広報や報道に関心を持ち、発生時にとるべき行動などその対策に関する正しい知識を蓄積する。
- ② 通常の季節性インフルエンザの発生時においても、手洗い、咳エチケット等の日常生活での感染予防策等を習慣づけるよう努める。
- ③ 新型インフルエンザの発生時に備えて、必要な範囲内で食料品、生活必需品等を備蓄しておく。

【海外発生】

- ① 感染予防のため、以下の対策を実施する。
 - ・ 不要不急の渡航の延期
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の実施
 - ・ 医療機関の適切な受診
 - ・ 新型インフルエンザワクチンの接種（ワクチンの供給が可能になり次第）

【国内発生】

- ① 感染予防のため、以下の対策を実施する。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の実施
 - ・ 医療機関の適切な受診
 - ・ 新型インフルエンザワクチンの接種（ワクチンの供給が可能になり次第）

【県内発生早期】

- ① 感染予防及び拡大防止のため、以下の対策を実施する。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の実施
 - ・ 医療機関の適切な受診
 - ・ 新型インフルエンザワクチンの接種（ワクチンの供給が可能になり次第）
 - ・ 不要不急な外出の自粛

【県内発生拡大期】

- ① 感染予防及び拡大防止のため、以下の対策を実施する。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の実施
 - ・ 医療機関の適切な受診
 - ・ 新型インフルエンザワクチンの接種（ワクチンの供給が可能になり次第）
 - ・ 不要不急な外出の自粛

V 具体的な対策

1 情報収集・広報

(1) 相談体制

ア 平時

- ① 保健衛生課及び各保健所は、新型インフルエンザの海外発生に備え、いつでも電話相談窓口を設置できる体制を整備する。

イ 海外発生以降

- ① 健康福祉政策課は、本庁舎内に集約して電話相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。
また、同時に各保健所内は、電話相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。
- ② 対策本部及び現地本部の設置後は、それぞれの事務局広報グループの指揮のもと、電話相談窓口を運営する。
- ③ 本庁内及び地域県民局内各部局等は、それぞれ対策本部及び現地本部事務局からの要請を受け、あらかじめ定めた事務局支援職員候補者リストから選定し、電話相談を担当する職員を派遣する。
- ④ 電話相談窓口は、原則として、24時間対応とするが、発生状況、病原性の程度等を勘案し、対応する時間帯を検討する。
- ⑤ 医療に係る専門的な相談は、健康福祉部内・保健所内の保健師等専門職員が対応する。
- ⑥ 医療に係る専門的な相談以外は、派遣された事務局支援職員が対応する。
- ⑦ 障害者、外国人等からの相談は、関係部局等の協力を得ながら実施する。
- ⑧ 現地本部における電話相談窓口は、毎日の相談受付状況を対策本部へ報告する。
- ⑨ 病原性が低いことが判明した場合は、電話相談窓口の設置を継続するものの、対応職員数、時間帯等の運営体制については、適宜、縮小する。

(2) 情報収集、分析等

ア 平時

- ① 保健衛生課は、新型インフルエンザの海外発生に備え、WHO、国等から新型インフルエンザに関する情報を収集・分析する。
- ② 保健衛生課は、本庁内各部局等、保健所、医療機関等に対し、メール、県ホームページ等により、次に掲げる情報を提供する。
・インフルエンザ（季節性・鳥・新型）に関する情報

- ・外出後の手洗い、咳エチケットなどの感染予防策及び拡大防止策
 - ・新型インフルエンザ発生時において医療機関を受診する際の注意事項
- ③ 保健衛生課は、医療従事者等へ情報提供するウェブシステムを整備する。
 - ④ 本庁内各部局等は、必要に応じて、県の出先機関及び表3の関係機関に対し、新型インフルエンザに関する基礎的情報、②により得られた情報等を提供する。
 - ⑤ 本庁内各部局等は、表3の関係機関のメール、FAX等の連絡先リストを作成する。
 - ⑥ 各保健所は、区域内の医療機関のメール、FAX等の連絡先リストを作成し、毎年度、保健衛生課に報告する。

イ 海外発生以降

- ① 対策本部事務局情報収集・分析グループは、WHO、国、本庁内各部局等、現地本部事務局から、以下の情報を収集する。
 - ・電話相談窓口の設置状況
 - ・新型インフルエンザウイルスの病原性、症状等
 - ・新型インフルエンザの発生状況（地域、患者数、死亡数等）
 - ・各地域の医療提供体制
 - ・新型インフルエンザに対する国等の対策
 - ・新型インフルエンザワクチンの開発、生産状況等
 - ・学校・通所施設等の臨時休業の状況
 - ・食料品・生活必需品の需給動向
 - ・公共交通機関の運行状況
 - ・イベントの中止等の状況
 - ・その他新型インフルエンザに関する情報
- ② 対策本部事務局が収集・分析した情報の提供方法については、以下のとおりとする。
 - ・運営グループは、本庁内各部局等、現地本部、市町村（危機管理部門）に提供する。
 - ・情報収集・分析グループは、保健所、医療機関に提供する。
- ③ 本庁内各部局等は、県の出先機関及び表3の関係機関に対し、②により得られた情報を提供する。
- ④ 表3以外の関係機関については、別途、各担当部局等が必要に応じて提供する。
- ⑤ 病原性が低いことが判明した場合においても、原則として、情報提供体制は維持することとする。

表3

部局等名	関係機関等
総務部	消防本部、私立学校、自衛隊 等
企画政策部	東日本旅客鉄道(株)、青い森鉄道(株)、津軽鉄道(株)、弘南鉄道(株)、十和田観光電鉄(株)、(株)日本航空、(株)フジドリームエアラインズ、むつ湾フェリー(株)、シィライン(株)、津軽海峡フェリー(株)、川崎近海汽船(株)、北日本海運(株)、青森市交通部、八戸市交通部、弘南バス(株)、南部バス(株)、下北交通(株)、JRバス東北(株)、(有)川内交通、(有)脇野沢交通、青森空港ターミナル(株)、三沢空港ターミナル(株)、タクシー協会、トラック協会 等
環境生活部	県産業廃棄物協会、各環境整備事務組合、生協関係、県消費者生活センター、自動車協会 等
健康福祉部	(社会福祉施設等) 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、保育所、障害者支援施設 等 (医療関係) 県医師会、全国自治体病院協議会青森県支部、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県医薬品卸組合 等 (生活衛生関係) 県旅館ホテル生活衛生同業組合、県興行生活衛生同業組合、水道事業者 等 (食品衛生関係) 県食品衛生協会、県獣医師会食鳥検査センター 等
商工労働部	県商工会議所連合会、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県エルピーガス協会、都市ガス事業者、県銀行協会、県信用金庫協会、県工業会 等
農林水産部	全農青森県本部、県農協協同組合中央会、県共済組合連合会、県漁業協同組合連合会、県森林組合連合会、りんご商業協同組合連合会、りんご対策協議会、県畜産連合会、県養鶏協会、県畜産協会、県獣医師会、県木材協同組合、県森林整備事業協同組合、県土地改良事業団体連合会、各卸売市場 等
県土整備部	県建設業協会、県宅地建物取引業協会、青森空港ビル(株)、東京航空局三沢空港事務所・青森空港出張所、下水道事業者、フェリー埠頭公社 等
観光国際戦略局	県観光連盟、県国際交流協会 等
エネルギー総合対策局	東北電力(株)青森支店、風力発電事業者 等
教育庁	市町村教育委員会 等
警察本部	防犯協会 等

(3) 県民に対する広報

ア 平時

- ① 保健衛生課は、県ホームページ、県広報紙、市町村広報誌等を活用し、県民に対し、以下の事項について、啓発、周知する。
 - ・ 新型インフルエンザに関する基礎知識
 - ・ 外出後の手洗い、咳エチケットなどの感染予防策及び感染拡大防止策
 - ・ 新型インフルエンザ発生時の医療機関を受診する際の注意事項
 - ・ 食料品・生活必需品等の備蓄
- ② 保健衛生課は、関係課と連携し、必要な広報手段を検討する。

イ 海外発生以降

- ① 対策本部による報道機関への対応は、以下のとおりとする。
 - ・ 広報担当者（健康福祉部報道監）等による記者発表
（原則として、県内で初めての感染例及び死亡例が発生した場合に限る。）
 - ・ 定期的な投げ込み
- ② 報道機関によるほか、県ホームページ、県広報紙、市町村広報誌等できるだけ多くの広報媒体を活用し、速やかに県民に対し、情報を提供する。
- ③ 情報提供する項目は、次のとおりとし、具体的内容は対策本部事務局内の協議のもと、決定する。
 - ・ 電話相談窓口の設置状況
 - ・ 新型インフルエンザウイルスの病原性、症状等
 - ・ 新型インフルエンザの発生状況（地域、患者数、死亡数等）
 - ・ 各地域の医療提供体制
 - ・ 新型インフルエンザに対する国等の対策
 - ・ 新型インフルエンザワクチンの開発、生産状況等
 - ・ 学校・通所施設等の臨時休業の状況
 - ・ 食料品・生活必需品の需給動向
 - ・ 公共交通機関の運行状況
 - ・ イベントの中止等の状況
 - ・ 新型インフルエンザの予防と対策
 - ・ 職場や家庭における注意事項
 - ・ 医療機関を受診する際の注意事項
 - ・ その他新型インフルエンザに関する情報

2 社会対応

感染拡大を抑制する対策は、個人レベル、地域・社会レベルでの対策を複合的に組み合わせ、最も効果があがる方法で実施していく必要があるが、感染抑制の効果が図られる反面、例えば、個人の行動範囲が制限されるなど対策実施により社会・経済活動が少なからず影響を受ける面もある。

したがって、対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザの病原性、感染力、発生状況等を踏まえ、その効果と社会・経済活動に対する影響を総合的に勘案して決定する必要がある。

特に、病原性が低いことが判明した場合は、個人の行動範囲を制限する必要が不要となる場合が多く、この点を十分考慮し、対策を決定しなければならない。

発生段階	必要とする社会対応の措置	
海外発生	<div data-bbox="384 1016 748 1133" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> [県民へ] 渡航の際の注意喚起 </div>	
国内発生	<div data-bbox="384 1216 748 1332" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> [県民へ] 感染予防徹底の要請 </div>	<div data-bbox="1011 1189 1350 1357" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> [関係事業者等へ] 情報提供 感染予防徹底の要請 </div>
県内発生 (早期)	<div data-bbox="461 1406 847 1534" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> [学校、通所施設等へ] 臨時休業の要請 </div> <div data-bbox="461 1585 957 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> [市町村、関係団体、企業等へ] 各種行事、イベント等の自粛要請 </div>	<div data-bbox="995 1417 1433 1671" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> [関係事業者等へ] ライフライン維持、食料品・生活必需品確保、ごみ処理対応、遺体処理対応、住民支援対応の要請 </div>
県内発生 (拡大期)		<div data-bbox="995 1787 1283 1827" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 県民生活の安全確保 </div>

(1) 公衆衛生対策

【海外発生】

- ① 対策本部は、県民に対し、発生国に渡航する際の注意喚起を行う。

【国内発生以降】

- ① 対策本部は、県民に対し、外出後の手洗い、咳エチケット等の感染予防策及び感染拡大防止策の徹底を呼びかける。

【県内発生早期】

- ① 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村、学校、事業所、県民等に対し、以下の事項を要請する。
 - ・ 県内全域または一部地域の学校、通所施設等の臨時休業
 - ・ 県内全域または一部地域の集会、興行等の自粛
 - ・ 県内全域または一部地域の不特定多数が集まる事業活動等の自粛
 - ・ 不要不急の外出の自粛
 - ・ その他必要な公衆衛生対策

(2) 社会・経済対策

ア 事業者等への対応

【国内発生以降】

- ① 対策本部は、関係部局等を通じて、事業者及び関係団体等に対し、以下の事項を要請する。
 - ・ 事業所内における外出後の手洗い、咳エチケット等の感染予防策及び感染拡大防止策の徹底
 - ・ 新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止、適切な受診の勧奨
 - ・ その他対策本部から指示のあった事項

イ 社会機能の維持

【県内発生早期】

- ① 対策本部は、関係部局等を通じて、社会機能維持事業者及び関係団体等に対し、以下の事項を要請する。
 - ・ 事業の継続状況の把握
 - ・ 事業継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

- ① 対策本部は、関係部局等を通じて、社会機能維持事業者及び関係団体等に対し、あらかじめ定めた事業継続計画を実行し、事業を継続するよう要請する。
- ② 対策本部は、供給されるエネルギー（電力、ガス、石油）、水道水等の不足が予想される場合は、報道機関等を通じて、県民、事業者等に対し、使用制限の協力を要請する。

ウ 食料品・生活必需品等の確保

【県内発生早期】

① 対策本部は、関係部局等を通じて、食料品・生活必需品等を製造・販売する事業者及び関係団体等に対し、以下の事項を要請する。

- ・食料品・生活必需品等の流通状況の把握
- ・事業継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 対策本部は、関係部局等を通じて、食料品・生活必需品等の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、市町村等と連携を図りながら、価格や流通状況等を監視するとともに、必要に応じて、事業者及び関係団体等への指導並びに県民への情報提供を行う。

② 対策本部は、関係部局等を通じて、事業者及び関係団体等に対し、あらかじめ定めた事業継続計画を実行し、必要な食料品・生活必需品等の製造・販売が維持されるよう要請する。

エ ごみ処理の確保

【県内発生早期】

① 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村等に対し、以下の事項を要請する。

- ・一般廃棄物処理施設の稼働状況の把握
- ・業務継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 対策本部は、施設の稼働能力の低下により、通常のごみ処理が困難になると予測される場合は、報道機関等を通じて、県民、事業者等に対し、ごみ排出抑制の協力を要請する。

② 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村等に対し、あらかじめ定めた業務継続計画を実行し、ごみ処理業務が維持されるよう要請する。

オ 遺体への対応

【県内発生早期】

① 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村等に対し、以下の事項を要請する。

- ・火葬場の稼働状況の把握
- ・業務継続に不可欠な要員確保に向けた取組

② 対策本部は、関係部局等を通じて、感染拡大による死亡者が増加した場合に備え、市町村等と一時的に遺体を安置する施設等の確保について検討する。

【県内発生拡大期】

① 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村等に対し、あらかじめ定めた業務継続計画を実行し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

② 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村等に対し、火葬能力の限界を超える

死亡者が発生した場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

カ 県民生活の安全・安心の確保

【県内発生早期以降】

- ① 対策本部は、県民生活の安全・安心を確保するため、必要に応じた防犯活動を行う。
- ② 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村等に対し、地域における必要に応じた防犯活動の実施を要請する。

キ 在宅療養者や住民の生活支援等への対応

【県内発生早期】

- ① 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村に対し、以下の事項を要請する。
 - ・業務継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

- ① 対策本部は、関係部局等を通じて、市町村に対し、あらかじめ定めた業務継続計画を実行し、在宅の療養者や高齢者、障害者、独居者の方等への生活支援（見回り、介護、訪問看護・診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。
- ② 対策本部は、関係部局等を通じて、医療機関等の病床不足により独居の在宅療養者の増加が予測される場合には、市町村等と公共施設等の利用について検討する。